

児童福祉施設の感染防止対策・指導監査について

令和3年8月4日
厚生労働省

児童福祉施設における指導監査の仕組みについて

- 児童福祉施設は、児童福祉法（以下「法」という）第7条第1項に定める施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター）をいう。
- 幼保連携型認こども園を除く児童福祉施設の設備及び運営については、厚生労働省令（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準省令」という。）で定める基準に従い、又は参酌して、都道府県知事等が条例で基準（以下「最低基準」という。）を定めなければならないとされており（法第45条第1項）、都道府県知事等は最低基準を維持するため、児童福祉施設の設置者等に対して、必要な報告、質問、立ち入り検査等ができるとされている（法第46条第1項）。
- なお、都道府県知事等は、1年に1回以上、国以外の者の設置する児童福祉施設が最低基準を遵守しているかどうかを実地につき検査させなければならないとされており（児童福祉法施行令第38条）、具体的な検査の方法及び項目等については、児童福祉行政指導監査実施要綱（平成12年4月25日付け厚生省児童家庭局長通知別添。以下「指導監査要綱」という。）に、技術的助言として示されている。

最低基準省令について

- 最低基準省令は、総則部分と、各児童福祉施設毎の基準を定める部分とがあり、それぞれ以下のような事項を定めている。
 - ・ 総則部分：非常災害時の対応や衛生管理等、主に全ての児童福祉施設に共通する事項
 - ・ 各児童福祉施設の基準を定める部分：施設毎の人員配置基準、面積基準等
- 最低基準省令中、感染症のまん延防止に関する規定は、従前「感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」（第10条第2項）という努力義務規定のみであったが、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の取りまとめを踏まえ、児童福祉施設のうち障害児入所施設等については、感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、
 - ・ 委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施
 - ・ 業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける規定が盛り込まれた（※）ところ。（第9条の4、第10条第3項）

※ 令和3年4月1日施行。施行から3年間は努力義務。

※ 児童福祉施設以外の障害福祉サービス等事業者及び介護施設についても同様の措置が講じられている。

指導監査要綱について

- 指導監査要綱においては、児童福祉施設に対する指導監査について、以下のような内容を定めている。
 - ・ 指導監査を一般指導監査（問題の有無に関わらず、定期的実施するもの）と特別指導監査（問題を有する児童福祉施設を対象に必要なに応じて特定の事項について実施するもの）とに分け、一般指導監査については、年1回以上の実地検査を行うこと
 - ・ 指導監査の実施計画を毎年度当初に策定すること
 - ・ 指導監査の実施に当たっては、対象となる者に対し、期日や監査職員の情報等を原則事前に通知すること。
 - ・ 児童福祉施設に対する指導監査は、指導監査要綱別紙の「児童福祉行政指導監査事項」に準拠して実施すること。

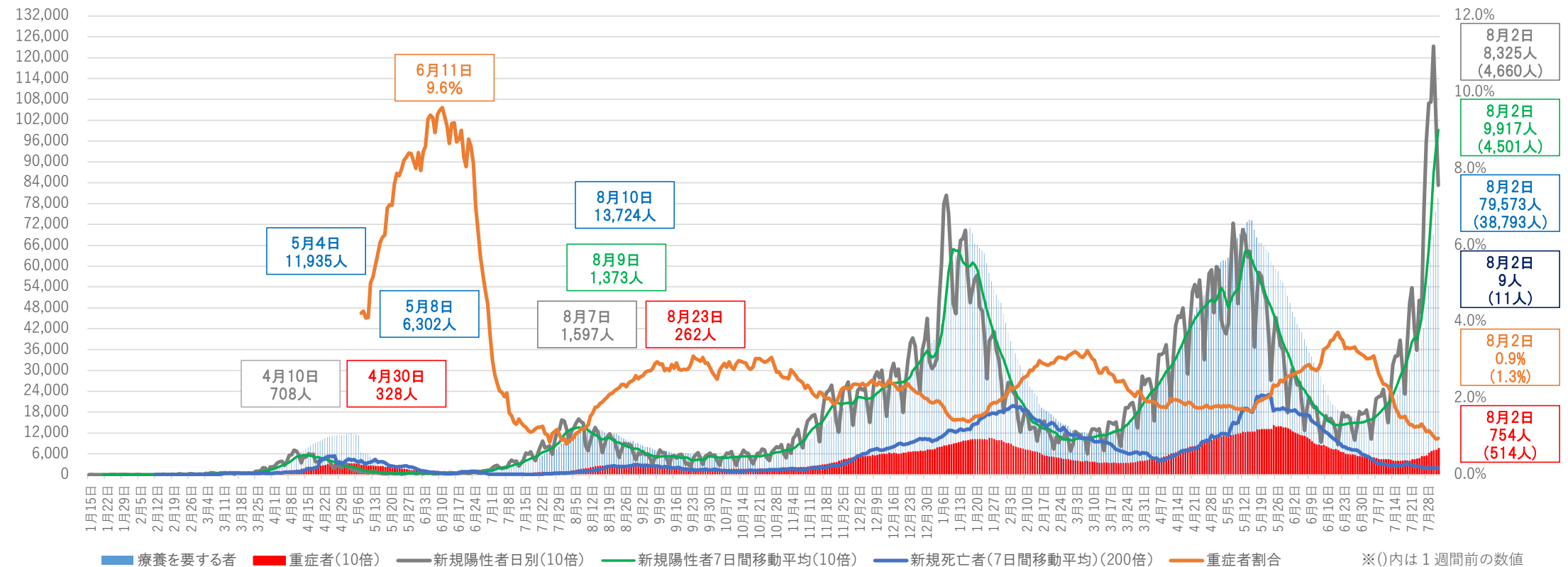
- また、感染症対策の観点については、「児童福祉行政指導監査事項」の項目として、「定期の健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。」等が盛り込まれている。

新型コロナウイルスの流行の状況について

重症者・新規陽性者数等の推移

療養を要する者・重症者・新規陽性者・新規死亡者（人）

重症者割合（％）



- ※1 チャーター便を除く国内事例。令和2年5月8日公表分から、データソースを従来の厚生労働省が把握した個票を積み上げたものから、各自治体がウェブサイト上で公表している数等を積み上げたものに変更した。
- ※2 重症者割合は、集計方法を変更した令和2年5月8日から算出している。重症者割合は「療養を要する者」に占める重症者の割合。
- ※3 療養を要する者・重症者と新規陽性者及び新規死亡者は表示上のスケールが異なるので（新規陽性者及び重症者数は10倍、新規死亡者は200倍に拡大して表示）、比較の場合には留意が必要。
- ※4 一部の都道府県においては、重症者数については、都道府県独自の基準に則って発表された数値を用いて計算しており、集中治療室（ICU）等での管理が必要な患者は含まれていない。
- ※5 集計方法の主な見直し：令和3年5月19日公表分から沖縄県について、令和3年5月26日公表分から大阪府・京都府について、重症者の定義を従来の自治体独自の基準から国の基準に変更し集計を行った。

- 児童福祉施設の指導監査については、以下の通り、地方分権改革に関する提案募集がなされているところ。

・平成30年地方分権改革に関する提案募集

前年度における施設監査（一般監査）の結果、適正な運営が確保されていると認められた社会福祉施設（老人福祉施設、障害者支援施設等、児童福祉施設、生活保護法による保護施設）への一般監査（実地）の周期について、社会福祉法人への法人監査と同時に実施できるようにするため、原則3年に1回に見直すよう求める。なお、運営上、問題のある施設については、翌年度も実地による施設監査を行う。

⇒令和元年に「保育所の指導監査の効率的・効果的な実施に向けた自治体の取組等に関する研究会」を開催し、保育所における効率的・効果的な監査の先進事例を公表。

・令和3年地方分権改革に関する提案募集

社会福祉法人及び社会福祉施設等（保育所・幼保連携型認定こども園・地域密着型特別養護老人ホーム、認可外保育施設・有料老人ホーム、指定障害福祉サービス事業所、指定介護保険サービス事業所等）に対する指導監査・立入調査・実地指導等の実施は、実地による実施が原則とされている。そこで、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から、実地によらずとも監査等の実施ができるよう、書面やリモート等による方法も可能としていただきたい。

(参考)老人福祉施設、障害者支援施設及び社会福祉法人に対する指導監査について

○老人福祉施設指導監査指針（平成12年5月12日付け厚生省老人保健福祉局長通知別添）
（抜粋）

一般監査は、原則として毎年1回は、実地に全対象老人福祉施設に対し行うこととする。ただし、前年度における一般監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる老人福祉施設等については、書面による一般監査の実施が認められるものとする。

○障害者支援施設等指導監査指針（平成19年4月26日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別添）（抜粋）

一般監査は、原則として毎年1回は、実地に全対象障害者支援施設等に対し行うこととする。ただし、前年度における一般監査の結果、適正な運営がおおむね確保されていると認められる障害者支援施設等（児童福祉施設を除く。）については、書面による一般監査の実施が認められるものとする。

○社会福祉法人指導監査実施要綱（平成29年4月27日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知別添）

1 （略）

2 指導監査の類型

（1）指導監査は、一般監査と特別監査とし、いずれも実地において行う。

（2）・（3）（略）

3 一般監査の実施の周期

（1）毎年度法人から提出される報告書類により法人の運営状況を確認するとともに、前回の指導監査の状況を勘案し、以下の事項を満たす法人に対する一般監査の実施の周期については、3箇年に1回とする。